創業者への国の支援について

創業支援等事業計画に基づく認定特定創業支援等事業による支援を受けた創業者は、創業するに当たり、下記の各種支援制度を受けることができます。

なお、支援を受けるには、小樽市が発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要となります。

◆支援の内容

１　会社※1設立時の登録免許税の減免について

（１）創業を行おうとする者又は創業後５年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減※2を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

（２）認定特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

（３）本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

※１　株式会社又は合同会社を指します。

※２　株式会社又は合同会社：資本金の0.7％の登録免許税が0.35％に軽減されます

（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円の軽減
合同会社の最低税額６万円の場合は３万円の軽減）

２　創業関連保証の特例について

（１）無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を事業開始の６か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

（２）本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

３　日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げについて

認定特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。

４　「小規模事業者持続化補助金」＜創業型＞の申請対象要件について

「小規模事業者持続化補助金」＜創業型＞とは、地域の雇用や産業を支える創業後１年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、 持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するた

め、それに要する経費の一部を補助するものです。

＜創業型＞の申請には認定特定創業支援等事業により支援を受ける必要があり、支援を受けた日及び開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去１か年の間であることが要件となっております。

（一般型　通常枠：補助率 2/3、上限額 50 万円⇒創業型：補助率 2/3、上限額 200 万円）

※申請は電子申請システムでのみ受け付けしております。申請には「ＧビズＩＤプライム」のアカウント取得が必要です。

◆認定特定創業支援等事業

認定特定創業支援等事業とは、創業支援等事業者が創業希望者等に継続的な支援を行い、経営、財務、人材育成、販路開拓の４つの知識について指導助言を受ける事業のことで、本市の場合は、次の２事業が該当します。

（１）小樽商工会議所での相談（ワンストップ相談窓口）

（２）小樽市が実施する創業セミナー（小樽商人塾）

前述の１から４の支援を受けるに当たり、本市が発行する認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書が必要になります。

◆証明書の申請について

認定特定創業支援等事業による支援を受けた方で、証明書が必要な方は、申請書に必要事項を記入の上、小樽市産業港湾部産業振興課へ１部提出してください。※押印不要

▶小樽市のホームページから申請書をダウンロードできます。

https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021020200063/

①小樽市ホームページトップ画面右上「サイトマップ」から

カテゴリ＞分野＞事業経営・中小企業支援＞創業＞小樽市の創業支援

②小樽市ホームページトップ画面右上から「小樽市の創業支援」で検索
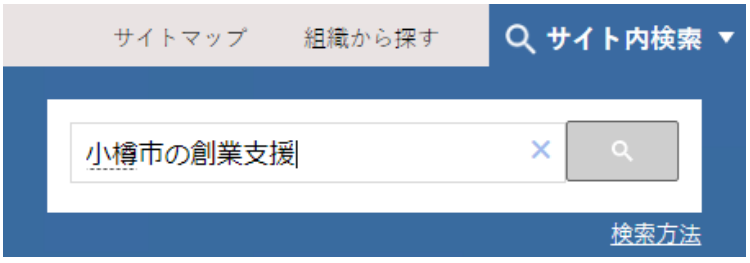
③右下のＱＲコードを読み込む